

第 18 回

熊谷市農業委員会農地部会議事録

(公開用)

平成29年2月27日(月)

熊谷市農業委員会

## 第18回 熊谷市農業委員会農地部会議事録

### 1 開会・閉会の日時及び場所

- (1) 開会の日時 平成29年2月27日(月) 午前 9時30分
- (2) 閉会の日時 平成29年2月27日(月) 午前11時46分
- (3) 場 所 めぬま農業研修センター大会議室

### 2 会議を組織する委員の定数

- (1) 定員数 19名
- (2) 現在数 19名

### 3 出欠席の状況及びその氏名 下記のとおり

- (1) 出席数 19名
- (2) 欠席数 0名

議席	出欠	氏 名	議席	出欠	氏 名
1	出	堀 重 明	11	出	塚 田 とよ子
2	出	泉 二 良	12	出	鈴 木 吉 明
3	出	青 木 登喜代	13	出	強 瀬 兼 一
4	出	木 村 進	14	出	関 口 久 夫
5	出	森 宏 志	15	出	閑 野 高 広
6	出	夏 目 亮 一	16	出	福 田 正 八
7	出	赤 石 嘉 孝	17	出	矢 島 君 夫
8	出	松 崎 弘 一	18	出	石 原 敬 嗣
9	出	菊 地 修一郎	19	出	大 澤 芳 明
10	出	木 部 富 次			
ワグザバー 会長 茂木 友秀					

#### 4 議 案

- 議案第 1 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について
- 議案第 2 号 農地法第 4 条の規定による許可申請について
- 議案第 3 号 農地法第 5 条の規定による許可申請について
- 議案第 4 号 農地法第 5 条の規定による許可申請について（一時転用）
- 議案第 5 号 農業経営基盤強化促進法第 18 条の規定による農用地利用集積計画について
- 議案第 6 号 農地法施行規則第 29 条第 1 項第 1 号の規定による届出について（2 a 未満）

#### 報告事項

- 報告事項（1） 農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定による届出について
- 報告事項（2） 農地法第 4 条の規定による届出について
- 報告事項（3） 農地法第 5 条の規定による届出について
- 報告事項（4） 農地法第 18 条第 6 項の規定による通知について
- 報告事項（5） 引き続き農業経営を行っている旨の証明について

5 招集者 農地部会長 森 宏志

6 議事進行状況 別紙のとおり

議長 出席委員が定足数に達しましたので、只今から第18回農地部会を開会いたします。

(森部会長)

議事録署名委員の指名について、お諮りいたします。議事録署名委員について、いかが取り計らいましょうか。

(「議長一任」の声あり)

議長 議長一任の声がありましたので、8番松崎弘一委員、9番菊地修一郎委員にお願いいたします。

また、書記は事務局職員を指名します。

本日、お手元に配付いたしました書類は、第18回農地部会提出議案であります。

今回、当農地部会において審議いたします案件は、

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請について

議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請について

議案第4号 農地法第5条の規定による許可申請について

(一時転用)

議案第5号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画について

議案第6号 農地法施行規則第29条第1項第1号の規定による届出について(2a未満)

以上、6件ですので、よろしく御審議をお願いいたします。

事務局

事務局から提案でございますが、議案第1号農地法第3条の規定による許可申請についての議案番号7については、区分地上権の設定についての案件であり、議案第4号農地法第5条の規定による許可申請について(一時転用)の議案番号3の営農型太陽光発電敷地の案件と関連がありますので、併せて審議いただきたいと思います。また、議案第2号農地法第4条の規定による許可申請についての議案番号6、〇〇〇〇氏の農家住宅敷地(拡張)の案件については、議案第3号農地法第5条の規定による許可申請についての議案番号20と21に関連がありますので、併せて審議いただきたいと思います。また、議案第2号農地法第4条の規定による許可申請についての議案番号7、〇〇〇〇氏の農家住宅敷地(拡張)の案件については、議案第6号農地法施行規則第2

9条第1項第1号の規定による届出について(2a未満)と関連がありますので、併せて審議いただきたいと思います。

議 長           ただ今、事務局から提案がありました、それでよろしいでしょうか。

( 異議なし の声あり )

議 長           それでは、そのように決定します。  
最初に、議案第1号農地法第3条の規定による許可申請について議案番号1から6を上程し、事務局の説明を求めます。なお、議案番号7については、区分地上権の設定についての案件であり、議案第4号農地法第5条の規定による許可申請について(一時転用)の議案番号3と関連がありますので、議案第4号と併せて審議することといたします。

事務局           【事務局が、議案書に記載された内容のうち、議案番号ごとに、申請地の地番・公簿地目・面積、譲渡人氏名、譲受人氏名、譲渡人及び譲受人の家族数及び従農数、権利並びに申請事由を朗読する。以下、議案書に記載されていない説明について記述する。】

議案番号1は、10a当たりの価格は、〇〇万円です。この案件につきましては、平成28年12月14日、夏目委員、石原委員、事務局渋澤次長、樋口主任が現地調査を行いました。その際、所有農地の一部に小屋の設置、また別の農地に住宅敷地利用が見受けられましたが、その後、小屋の撤去、宅地利用部分の農地転用がそれぞれ確認できました。以上により経営する全ての農地は適正に耕作されており、譲受人の機械の保有状況、従事日数から、今後につきましても効率的に利用されていくものと思われ、農地法第3条第2項の各号には、該当しないものとなっております。

議案番号2は、10a当たりの価格は、〇〇万円です。この案件につきましては、平成29年2月9日、夏目委員、大野委員、事務局渋澤次長、樋口主任が現地調査を行い、経営する全ての農地は適正に耕作されており、譲受人の機械の保有状況、従事日数から、今後につきましても効率的に利用されていくものと思われ、農地法第3条第2項の各号には、該当しないものとなっております。

議案番号3は、10a当たりの価格は、〇〇〇〇万円です。売買額が高額となっておりますが、これは申請地が宅地に囲まれた

農用地区域外の農地であることや、譲受人が申請地に隣接する土地を保有していることなどが、その理由になっているようです。なお、農地転用を目的とした権利移動も検討できる土地となりますが、譲受人は今回、ネギ、白菜の耕作を目的とした農地取得を希望されており、現状では農地転用を行う予定はないとのことです。この案件につきましては、平成29年2月6日、森委員、川田委員、事務局渋澤次長、樋口主任が現地調査を行い、経営する全ての農地は適正に耕作されており、譲受人の機械の保有状況、従事日数から、今後につきましても効率的に利用されていくものと思われ、農地法第3条第2項の各号には、該当しないものとなっております。

議案番号4は、10a当たりの価格は、〇〇万円です。この案件につきましては、平成29年2月9日、大澤委員、大野委員、事務局渋澤次長、樋口主任が現地調査を行い、経営する全ての農地は適正に耕作されており、譲受人の機械の保有状況、従事日数から、今後につきましても効率的に利用されていくものと思われ、譲受人の農地経営面積は、農地法第3条第2項第5号に規定される下限面積5,000㎡を超えないものとなっておりますので、原則としては許可の要件を満たさない案件となります。しかし、申請地と一体としなければ利用することが困難な農地を耕作しているという今回の譲受人の状況は、農地法施行令第2条第3項第3号に規定される「相当の理由」に当たるため、例外として下限面積の要件を満たさなくても許可することができる案件となります。なお、農地法第3条第2項第5号以外の各号には、それぞれ該当しないものとなっております。

議案番号5は、申請地面積18㎡での価格は、〇〇万円です。この案件につきましては、平成29年2月9日、大野委員、菊地委員、事務局渋澤次長、樋口主任が現地調査を行い、経営する全ての農地は適正に耕作されており、譲受人の機械の保有状況、従事日数から、今後につきましても効率的に利用されていくものと思われ、譲受人の農地経営面積は、農地法第3条第2項第5号に規定される下限面積5,000㎡を超えないものとなっておりますが、先ほどの議案番号4と同様に、申請事由が農地法施行令第2条第3項第3号に規定される「相当の理由」に当たるため、例外として下限面積の要件を満たさなくても許可することができる案件となります。なお、農地法第3条第2項第5号以外の各号には、それぞれ該当しないものとなっております。

議案番号6は、10a当たりの価格は、〇〇万円です。この案

件につきましては、平成29年2月9日、大野委員、菊地委員、農業委員会事務局渋澤次長、樋口主任が現地調査を行い、経営する全ての農地は適正に耕作されており、譲受人の機械の保有状況、従事日数から、今後につきましても効率的に利用されていくものと思われ、農地法第3条第2項の各号には、該当しないものとなっております。

議 長 事務局の説明が終わりました。  
議案番号6については、〇〇〇〇委員が譲受人となっております。そのため、農業委員会法第31条の規定に基づき議事参与の制限により、一時退席していただき、先に審議いたします。  
〇〇委員、一時退席をお願いします。

[ 〇〇委員 退席 ]

議 長 それでは、議案番号6の案件について、質疑、意見等を求めます。  
質疑、意見等ございませんか。

( 「なし」の声 )

議 長 特に、質疑、意見等も無いようですので、これより採決いたします。議案番号6について、本案を許可するに賛成の委員の挙手を求めます。

( 挙手 全員 )

議 長 挙手、全員です。よって本案については、原案のとおり許可すべきものと決しました。  
〇〇委員は入室してください。

[ 〇〇委員 入室 ]

議 長 次に、議案番号6以外について、質疑、意見等を求めます。質疑、意見等ございませんか。

泉委員 議案番号3について、確認します。先ほどの説明ですが、気になったのは、土地の売買金額が10a当たり〇〇〇〇万円という

高額ですが、それは相対のことでいいのですが、現状では農地転用しないという表現がありました。現状ではということはどういうことか、1点確認したいと思います。これだけの額を出して、ネギと白菜を作るのですという、これは価格を含めて農地法の規則と一般通念としての、その辺のところをコメントできればお願いいたします。

事務局

私の説明の中では現状、農地転用を行う見込みはないと説明しました。農地転用を行うという将来的なお話について代理人からも譲受人の意向は示されていません。ただし、今回、買い取り価格が高額なことから、農地転用が見込まれるのではないかという意味合いから、農地転用する見込みはないと表現しました。高額での取得についてですが、立地状況からしますと、現状として宅地利用が見込まれる土地となっています。また、現地については宅地に囲まれた農地で、現状としては耕作されていない、管理地というような状況となっています。また、譲渡人が別の農地を耕作放棄地にしてしまっているという事情もあることから、今回譲受人が将来的にどうなるかわからないとしても、地域としてひとまず、耕作放棄地を解消するという意味合いから譲受人が農地として取得することについては問題ないと思います。

泉委員

今の説明の中で、譲受人から農地転用するという表現はなかったというところ、現状からして農地転用することが可能という、推測できるということで、本人は言っていなかったのを、あえて説明に加えたということが気になって質問しました。当然、これだけの単価を出して、ネギと白菜を作るというのにはあり得ないというふうに思っています。また、耕作放棄地云々ということですが、これは譲渡人がそういう状況だということですね。これはあっちこっちでありますので、だから農業委員も頑張って解消しようとしている。転用について本人が触れていないのに、事務局サイドで加えていることに、私は疑義を感じたので説明を求めました。

議 長

その辺の説明について、事務局は気を付けていただきますようお願いいたします。

他に質疑、意見等ございませんか。

( 「なし」 の声 )



議長 他に特に質疑、意見等無いようですので、これより採決いたします。議案第1号農地法第3条の規定による許可申請について議案番号6以外について、本案を許可するに賛成の委員の挙手を求めます。

( 挙手 全員 )

議長 挙手、全員です。よって、本案については、原案のとおり許可すべきものと決しました。

議案第2号農地法第4条の規定による許可申請についての議案番号1から議案番号5を上程し事務局の説明を求めます。なお、議案番号6については、議案第3号農地法第5条の規定による許可申請についての議案番号20及び21と関連があります。また、議案番号7については、議案第6号農地法施行規則第29条第1項第1号の規定による届出について(2a未満)と関連がありますので、併せて審議することといたします。

事務局 【事務局が、議案第2号農地法第4条の規定による許可申請についての議案番号1から5について、議案書に記載された内容のうち、申請地の地番・公簿地目・面積、申請人氏名、用途、申請事由を朗読する。以下、議案書に記載されていない説明について記述する。】

議案番号1の農地区分は2種農地、建築物等は農業用物置、既設1棟です。敷地拡張後の面積は、505.34㎡です。周囲は一部既設のコンクリートブロック擁壁がございます。申請のきっかけは、申請者が自宅の建替えを計画したところ、所有農地に農地法の手続きを取らずに農家住宅敷地の一部として使用していたことが判明し、これを是正するものです。

議案番号2の農地区分は1種農地、農振除外は561番2について、平成18年7月10日です。転用該当条文は農地法施行令第4条第1項第2号イです。建築物等は住宅と農業用物置が既設各1棟です。敷地拡張後の面積は、1686.32㎡です。周囲は一部既設のコンクリートブロック擁壁がございます。申請のきっかけは、申請者の所有地に子供世帯の住宅を計画したところ、所有農地に農地法の手続きを取らずに農家住宅敷地の一部として使用していたことが判明し、これを是正するものです。

議案番号3の農地区分は1種農地、農振除外は平成29年1月

6日です。転用該当条文は農地法施行令第4条第1項第2号イです。建築物等は車庫と物置が既設各1棟です。敷地拡張後の面積は、449.29㎡です。周囲は一部既設のコンクリートブロック擁壁がございます。申請のきっかけは、申請者が所有農地を確認したところ、農地法の手続きを取らずに物置を建てて住宅敷地の一部として使用していたことが判明し、これを是正するものです。

議案番号4の農地区分は2種農地、建築物等は農業用物置が既設2棟です。敷地拡張後の面積は、1797.09㎡です。周囲は一部既設のコンクリートブロック擁壁がございます。申請のきっかけは、申請者が農地法第3条による農地の取得を計画したところ、所有農地に農地法の手続きを取らずに農家住宅敷地の一部として使用していたことが判明し、これを是正するものです。

議案番号5の農地区分は1種農地、農振除外は平成28年9月9日です。転用該当条文は農地法施行令第4条第1項第2号イです。建築物等は農業用物置が既設1棟です。敷地拡張後の面積は、510㎡です。周囲は一部既設のコンクリートブロック擁壁がございます。申請のきっかけは、申請者の所有地に子供世帯の住宅を計画したところ、所有農地に農地法の手続きを取らずに農家住宅敷地の一部として使用していたことが判明し、これを是正するものです。

議 長 事務局の説明が終わりました。本案件について、質疑、意見等を求めます。

質疑、意見等ございませんか。

( 「なし」の声 )

議 長 特に質疑、意見等無いようですので、これより採決いたします。議案第2号農地法第4条の規定による許可申請の議案番号1から5について、本案を許可相当とするに賛成の委員の挙手を求めます。

( 挙手 全員 )

議 長 挙手、全員です。よって、本案については、原案のとおり許可相当とすべきものと決定いたしました。

次に議案第2号農地法第4条の規定による許可申請について



議案第2号農地法第4条の規定による許可申請の議案番号6について、本案を許可相当とするに賛成の委員の挙手を求めます。

( 挙手 全員 )

議長 挙手、全員です。よって、本案については、原案のとおり許可相当とすべきものと決定いたしました。

次に議案第3号農地法第5条の規定による許可申請の議案番号20について、本案を許可相当とするに賛成の委員の挙手を求めます。

( 挙手 全員 )

議長 挙手、全員です。よって、本案については、原案のとおり許可相当とすべきものと決定いたしました。

次に議案第3号農地法第5条の規定による許可申請の議案番号21について、本案を許可相当とするに賛成の委員の挙手を求めます。

( 挙手 全員 )

議長 挙手、全員です。よって、本案については、原案のとおり許可相当とすべきものと決定いたしました。

次に議案第2号農地法第4条の規定による許可申請についての議案番号7及び議案第6号農地法施行規則第29条第1項第1号の規定による届出について(2a未満)を上程し事務局の説明を求めます。

事務局 【事務局が、議案第2号農地法第4条の規定による許可申請についての議案番号7について、議案書に記載された内容のうち、申請地の地番・公簿地目・面積、申請人氏名、用途、申請事由を朗読する。以下、議案書に記載されていない説明について記述する。】

農地区分は2種農地、建築物等は農作業所が既設1棟あります。敷地拡張後の面積は、2,451㎡です。周囲は一部既設のコンクリートブロック擁壁がございます。

【事務局が、議案第6号農地法施行規則第29条第1項第1号の規定による届出について(2a未満)、議案書に記載された内容

のうち、申請者氏名、申請地の地番・公簿地目・面積、目的、建築面積、申請事由、備考を朗読する。以下、議案書に記載されていない説明について記述する。】

土地利用図の太枠で囲ってある左側が4条の申請地で、農作業所があり、宅地と一体的に使用されています。また、右側の太枠部分が2 a未満の申請地で、農機具格納庫が2年前の大雪で壊れてしまい、トラクター2台分を保管するために建て替えをしたものです。申請のきっかけは、深谷市で農地法第3条の申請を計画したところ、申請地が農地法の手続きを取らず使用していたため、これを是正するものです。

議 長 事務局の説明が終わりました。本案件について、質疑、意見等を求めます。

質疑、意見等ございませんか。

( 「なし」の声 )

議 長 特に質疑、意見等無いようですので、これより採決いたします。議案第2号農地法第4条の規定による許可申請の議案番号7について、本案を許可相当とするに賛成の委員の挙手を求めます。

( 挙手 全員 )

議 長 挙手、全員です。よって、本案については、原案のとおり許可相当とすべきものと決定いたしました。

次に議案第6号農地法施行規則第29条第1項第1号の規定による届出について(2 a未満)、本案を承認するに賛成の委員の挙手を求めます。

( 挙手 全員 )

議 長 挙手、全員です。よって、本案については、原案のとおり承認すべきものと決定いたしました。

ここで、暫時休憩とします。

【休憩 午前10時15分から10時23分】

議 長 休憩中の議事を再開します。

次に、議案第3号農地法第5条の規定による許可申請についての議案番号20、21以外を上程し、事務局の説明を求めます。

## 事務局

【事務局が、議案書に記載された内容のうち、議案番号ごとに最初の申請地の地番・公簿地目・面積、他に筆がある場合は公簿地目ごとの筆数・申請合計筆数及び申請合計面積、譲渡人氏名、譲受人氏名、用途、権利、申請事由を朗読する。以下、議案書に記載されていない説明について記述する。】

議案番号1と2は、農地区分は2種農地、建築物等は木造2階建、排水関係について、汚水は合併浄化槽で処理し側溝に、雨水は雨水浸透枡を設置します。周囲は新設のコンクリートブロック土留の計画です。案件は2件であります。1棟の個人住宅を建てる計画です。議案番号1の譲渡人とは親族関係であるため権利は使用貸借で、議案番号2は譲渡人から売買で取得するため、権利関係が異なることから申請は別になっています。

議案番号3は、農地区分は2種農地、建築物等は木造平屋建、排水関係について、汚水は合併浄化槽で処理し側溝に、雨水は雨水浸透枡を設置します。周囲は一部既設のコンクリートブロック擁壁があります。

議案番号4は、農地区分は2種農地、駐車場は5台分です。路面施工はアスファルト舗装で、周囲は新設のコンクリートブロック土留の計画です。こちらは平成28年に農地転用の許可を取り敷地拡張を行い、コンビニエンス・ストアを建て替えて営業中ですが、従業員の駐車場が不足するため、駐車場を確保したいということで申請が出されております。

議案番号5は、農地区分は1種農地、転用該当条文は農地法施行令第11条第1項第2号イ、建築物等は木造2階建です。周囲は一部既設の石垣及び生垣とのり面仕上げの計画です。

議案番号6は、農地区分は2種農地、農振除外は平成27年12月8日、建築物等は木造2階建で、周囲は一部既設のコンクリートブロック擁壁がございます。

議案番号7は、農地区分は2種農地、農振除外は平成29年1月6日、建築物等は既設の住宅1棟です。敷地拡張後の面積は、262.75㎡です。周囲は一部既設のコンクリートブロック擁壁がございます。譲受人は平成27年に隣接地に土地建物を購入し居住しております。申請地は住宅敷地の一部になっており、農地のままであったため、是正するものです。

議案番号8は、農地区分は2種農地、建築物等は木造2階建、



コンクリートブロック土留の計画です。

議案番号17は、農地区分は2種農地、建築物等は木造2階建です。周囲は一部既設のコンクリートブロック土留がございます。

議案番号18は、農地区分は2種農地、駐車場は7台分です。路面施工は砂利敷で、周囲は一部既設の鉄筋コンクリート土留めと新設のネットフェンスの計画です。譲受人は自営で〇〇〇として万吉の〇〇〇〇〇〇〇〇の作業を請け負い、工場内作業や出張してヒューム管補修等を行っております。〇〇〇の従業員は6名程度おりますが、申請地を従業員用の駐車場として確保し、申請地の隣接地に譲受人の自宅があり、そこから万吉の〇〇〇〇〇〇〇〇や補修場所へ送迎したいとのことです。

議案番号19は、農地区分は2種農地、農振除外は平成28年9月9日、排水関係は新設の素掘りの水路を計画しており、周囲はのり面仕上げの計画です。譲受人の法人は市内〇〇にアスファルト混合物の製造工場があります。舗装工事等で発生するアスファルト廃材を工場内でリサイクルしておりますが、アスファルト廃材の置場がいっぱいとなり、リサイクルした再生砕石の置場が不足しているため、工場から4キロメートルほどの申請地を置場として使用したいとのことです。

議案番号22は、農地区分は2種農地、建築物等は木造2階建です。周囲は一部既設のコンクリートブロック積フェンスがございます。

議案番号23は、農地区分は2種農地、建築物等は木造2階建です。周囲はのり面仕上げの計画です。

議案番号24は、農地区分は1種農地、21筆の農振除外は平成28年5月26日、転用該当条文は農地法施行令第11条第1項第2号イです。建築物等は鉄骨造店舗、宅地、雑種地を含めた全体面積は15747.18㎡です。排水関係で汚水は合併浄化槽で処理し水路に、雨水は雨水貯留施設を設置します。周囲は新設のコンクリートブロック積フェンスの計画です。譲受人は土地収用法による公共移転に伴い、市内に店舗の建設を計画したものです。農地法に規定される農業の振興に資する施設の中にある農業従事者の就業機会の増大に寄与する施設として、農業従事者やその世帯員を30パーセント以上雇用する雇用協定を市と譲受人で結んでおります。

議案番号25は、農地区分は2種農地です。譲受人は20年ほど前から錦鯉の生産を行っておりますが、卵を産ませて錦鯉とし



て生産するために、現在は自宅内の水槽だけでは手狭になったため、申請地を60センチほど掘り下げ、周囲は芝を貼り、水はポンプで地下水をくみ上げる計画です。

議長 事務局の説明が終わりました。本案件について、質疑、意見等を求めます。

質疑、意見等ございませんか。

石原委員 9番の楊井の案件ですが、〇〇〇〇置場で周囲はのり面仕上げですが、オイルが漏れたりとか、そういったものを分離する施設とか表面の仕上げはどうなっていますか。

事務局 車両については修理とかは行わないので、特にオイルの流出は考えていません。車両置場ということですが、譲受人がオークションで買った車両を雑誌に掲載し販売する計画です。

石原委員 拡張ということですが、今はどうなっていますか。既に置いてあるのですか。

事務局 現在は譲渡人とは別の方の雑種地、宅地を借りていまして、現在はその雑種地、宅地に車両を置いていますが、置場が不足しているということで、今回、隣の方、譲渡人から土地を貸してくれるということで、拡張して一体として利用するものです。

石原委員 今、商売していて置場が狭いということで拡張する訳ですか。今、置いてある状況は確認していますか。

事務局 現地は3回ほど見ており、県との現地調査でも見ておりまして、50台以上置いてあります。

石原委員 その車両は極端に古いということではなく、普通に中古屋さんにあるようなすぐ売り物として耐えうるようなものですか。

事務局 車両は比較的新しい物で、すぐに販売できるものです。

石原委員 わかりました。

- 議 長 他に質疑ありませんか。
- 堀委員 議案番号18と19について、公簿地目が雑種地になっていて、確認ですが、地目が雑種地の場合は農地から除かれるのだと思いますが、その点どうでしょうか。
- 事務局 現況地目は雑種地となっております。18の案件は以前は今回の申請者とは別の業者が資材置場として使用しており、一部建物が建っていました。今は建物を撤去して、現況は雑種地でありませす。19の案件は、バイクの置場として使用していましたが、〇〇〇〇〇〇の改修工事に伴い、移転しまして今は雑種地という状況です。
- 堀委員 雑種地というのはみなしの雑種地という判断でよろしいのでしょうか。
- 事務局 建築物等は撤去しましたが、現況としては砂利が敷かれています、雑種地という状況です。
- 堀委員 この案件の申請事由は「従業員の駐車場」「資材置場」とあるが、是正の対象ではないのか。それによると判断が難しくなるので。
- 事務局 本来は一度農地に戻してもらうべきですが、引き続き今回申請の用途として使用したいと言うことで、19については農振除外の手続きを経て、今回の申請に至っている状況です。
- 今回、4条の是正案件では、議案の申請事由には、いつからこういうことで利用していて、これを是正するとありますが、この2件については、今まで別の方が違反で利用していたものを、一度更地にしまして、今度利用する方が新しく許可を取る案件です。今まで利用してきた同じ方が許可を取るというものではなく、現況は物を撤去して更地にして、別の方が駐車場や資材置場として許可を取る案件です。大きく見ると是正ということになります。
- 堀委員 わかりました。前は違う人が利用していたものを、ある程度見られるように戻して、申請を上げてきたということですね。
- 事務局 はい、そのとおりです。



( 「なし」の声 )

議 長 他に質疑、意見等も無いようですので、これより採決いたします。議案第3号農地法第5条の規定による許可申請についての議案番号20、21以外について、本案を原案のとおり許可相当とするに賛成の委員の挙手を求めます。

( 挙手 全員 )

議 長 挙手、全員です。よって本案については、原案のとおり許可相当とすべきものと決しました。

次に、議案第1号農地法第3条の規定による許可申請についての議案番号7及び議案第4号農地法第5条の規定による許可申請について(一時転用)の議案番号3を上程し、事務局の説明を求めます。

事務局 【事務局が、議案第4号農地法第5条の規定による許可申請について(一時転用)の議案番号3について、議案書に記載された内容のうち、譲受人の氏名、譲渡人の氏名、申請地の地番、公簿地目、面積、目的、転用期間、権利、申請事由を朗読する。以下、議案書に記載されていない説明について記述する。】

議案書資料の10ページ、上は都市計画図、下は住宅地図です。申請地は〇〇〇〇の南側、〇〇〇の西側に位置しています。11ページは公図で申請地の周囲は畑です。12ページは太陽光発電施設の配置図です。設備下部の農地の面積は、設備直下の農地面積と設備により日陰が生じる農地の面積を合計したもので、458.14㎡となります。遮光率は設備下部の面積に対するパネル196枚分の面積で、68.9%となります。農地に対する支柱部分の面積が転用面積となり、支柱の直径が76cmで1本あたりの面積は0.0045㎡、支柱の本数が46本で0.21㎡、引き込み柱1本の面積が0.01㎡で合計面積は0.22㎡となります。13ページは作付計画図で、フキが130株、ミョウガが245株を作付けする計画です。14ページからは営農計画書です。1年目は3月下旬から土作りをしてから植え付けをし、2、3年目で本格的に収穫を行う計画です。利用する機械は、トラクター1台を所有し、自宅からトラックに乗せて申請地に行きます。農業の農作業歴は5年で、両親と一緒に作業を行っています。地域の平均的な単収と比べ、8割以上の単収を確保する必要があ

ります。ミョウガ、フキは共に陰性植物であり、静岡県で実証した資料が提出されております。申請者の〇〇氏は代々、清瀬市で農業を営んでおり、自宅近くの農地でフキ、ミョウガのほか、葉物などの野菜を栽培し、自宅前に販売所を設置して、販売しています。申請地は清瀬市で高速道路等の公共事業による土地の収用に伴い代替地として取得し、年3、4回耕運し、管理しています。

株苗は所有農地で栽培しているものを株分けして作付をし、収穫物は、自宅前の販売所で販売をする計画です。今回申請地を農地として有効に活用するため申請に至りました。

【事務局が、議案第1号農地法第3条の規定による許可申請についての議案番号7について、議案書に記載された内容のうち、申請地の地番、公簿地目、面積、譲渡人の氏名、譲受人の氏名、権利、申請事由を朗読する。以下、議案書に記載されていない説明について記述する。】

営農型太陽光発電設備の取り扱いについては、国が示したものがあり、それに基づいて今回の申請が出されております。土地所有者と太陽光発電設備の設置者が別の方になりますので、農地の空中部分にパネルを設置するということで、区分地上権の設定が必要になります。農地に権利を設定することとなるため、3条の許可が必要です。区分地上権は農地の上にある発電パネルを設置する範囲に設定されるものです。5条の一時転用は県の許可ですが、5条が許可になった時に、同時に3条許可が出るよう、5条の県許可を条件とし、同日に3条の許可書を出せるよう審議をお願いいたします。3条の通常の場合は農地部会で許可になったものは、翌日には許可証を交付しておりますが、この案件については、5条許可と同時に許可証を交付することになります。

議長 事務局の説明が終わりました。本案件について、質疑、意見等を求めます。

質疑、意見等ございませんか。

鈴木委員 通常であれば、農地を転用して太陽光発電をやるわけですが、これは支柱を立てて、そこだけの農地転用で、パネルの下部に作物を作るというもので、取扱いを見ますと、転用期間は3年、延長は可能だと、作る作物についても単収を比較して云々とあります。秦地区についても、こういう案件がありました。そこは近所の方がやっけていて、管理は行き届いています。私も現地を確認していますが、草も生えていません。そこで質問ですが、一つ

は東京から1時間掛けてくるということ、もうひとつは許可後の報告について、収穫状況を許可権者に報告とあり、この場合、報告内容について知見者の確認を受けるとあります。これは農業委員会の確認を得るということによろしいのでしょうか。

事務局 毎年2月に許可を受けた者が県に報告するということになっています。

鈴木委員 それは農業委員会に報告するのか。

事務局 農業委員会を経由して県に報告することになっています。

鈴木委員 その内容確認は地元の農業委員がするのか。

事務局 農業委員会の確認の件ですが、作っている作物がミョウガとフキということで、夏場しか生えていないものです。今回の申請者は清瀬市から来ると言うことで、少し頻繁に現地の確認をしたいと思っています。現地の農地パトロールもありますので、農業委員さんに同行していただき、3か月に1回ずつ現地を確認していきたいと思います。特に営農型で、このような夏場しかない作物については判断が難しいので、農業委員さんに同行していただき、県にも報告したいと考えています。特に地元の農業委員さんにはご苦勞をおかけしますが、よろしくお願いいたします。

知見者とは誰かということですが、今回の案件は〇〇〇〇〇〇〇〇という法人が申請の代理人でもあり、そこが下部の農地でもミョウガやフキが作付けできるという根拠資料も付けおまして、2月の報告については、〇〇〇〇〇〇〇が知見を有する者の意見ということになります。

鈴木委員 〇〇〇〇〇〇〇〇という組織があるのですか。

事務局 はい、あります。

鈴木委員 わかりました。

議長 他に質疑ありませんか。

閑野委員 資料NO3で、今回の申請地が904㎡で、経営面積が904

m<sup>2</sup>で全く一緒なのですが、申請地は以前も作付けがされていたのかということと、この申請者が清瀬市でミョウガを栽培していたのであれば、経営面積は清瀬市でやっていたものが入ってこなくていいのかということについて、どうでしょうか。

事務局 3条の申請での経営面積の904 m<sup>2</sup>について、これは熊谷市のみの経営面積を記載しています。この案件の申請については、1月に申請相談があり、県と農業委員会で事前に聞き取りをしまして、〇〇氏は清瀬市で約500 m<sup>2</sup>の農地を営農しているということで、ミョウガのほか、野菜も作付けしています。今回の申請地は公共移転の代替地で取得したという説明をしましたが、以前は現況、登記地目とも山林でしたが、昭和56年の国土調査で地目が畑に変わりました。これまでも栽培作物はなく、年3回から4回の管理をしている状況でした。

閑野委員 経営面積の経営という考え方については、作付面積が経営面積ということになるかと思いますが、作付けの実態がなく、管理しているだけであるのなら、ここに904 m<sup>2</sup>ということが載ってくる理屈についてどうなのかなと思いますが、その見解をお願いします。

事務局 通常の3条申請についても、すべて作付けされていなくても保全管理でも農業経営ということで、所有地、借入地、貸付地からは経営面積からは除きますが、作付けされていなくても、所有し保全管理している土地についても経営ということで対応しています。

閑野委員 直接審査には関係ないことですが、清瀬市の面積は熊谷市にはカウントできないというのはわかりましたが、しかし、作付していない土地は経営に入れないということで、ここの数字がゼロということはあるのでしょうか。

事務局 今回、農地で営農するということでの太陽光発電の案件になりますので、大きな意味では営農ということで入れてありますので。所有がゼロということになると話が違ってきてしまうということになります。

閑野委員 了解しました。

事務局 先ほどの件ですが、自分で所有している土地は経営面積にカウントしています。貸付地はそこから除きますが、貸付けていない場合は、管理しているだけでも経営ということになりますので、よろしく願いいたします。

議 長 他に質疑ありませんか。

福田委員 先ほどの続きで、経営面積の話がありましたが、議案書に従農数が3人とありますが、ここの従事者は年間60日以上ということでの従事者ですか。

事務局 従農数3人についてですが、申請者の〇〇氏と両親の3人です。従事日数については、清瀬市で60日以上ということは確認しています。

議 長 他に質疑ありませんか。

( 「なし」の声 )

議 長 他に質疑、意見等無いようですので、これより採決いたします。  
議案第1号農地法第3条の規定による許可申請についての議案番号7については、議案第4号農地法第5条の規定による許可申請について(一時転用)の許可が条件となりますので、先に議案第4号農地法第5条の規定による許可申請について(一時転用)の議案番号3について採決いたします。

議案第4号農地法第5条の規定による許可申請について(一時転用)の議案番号3について、本案を原案のとおり許可相当とするに賛成の委員の挙手を求めます。

( 挙手 全員 )

議 長 挙手、全員です。よって本案については、原案のとおり許可相当とすべきものと決しました。

次に議案第1号農地法第3条の規定による許可申請についての議案番号7については、議案第4号農地法第5条の規定による許可申請について(一時転用)の議案番号3について県の許可を



条件とし、同日付けで本案を許可することに賛成の委員の挙手を求めます。

( 挙手 全員 )

議長 挙手、全員です。よって本案については、原案のとおり許可相当とすべきものと決しました。  
次に議案第4号農地法第5条の規定による許可申請について（一時転用）の議案番号1と2を上程し、事務局の説明を求めます。

事務局 【事務局が、議案第4号農地法第5条の規定による許可申請について（一時転用）の議案番号1、2について、議案書に記載された内容のうち、譲受人の氏名、譲渡人の氏名、申請地の地番、公簿地目、面積、他に筆がある場合は公簿地目ごとの筆数・申請合計筆数及び申請合計面積、目的、転用期間、権利、申請事由を朗読する。以下、議案書に記載されていない説明について記述する。】

議案番号1について、譲受人の法人が株式会社〇〇〇〇〇の第3工場を建設する工事のための仮設工事用地です。〇〇〇〇〇の敷地拡張については、農地法第5条の許可を平成28年12月7日付けで受けています。従業員の駐車場として20台分、仮設事務所4棟です。当初は申請地に盛土、造成をして使用する計画で進めておりましたが、鉄板を敷いて仮設工事用地として使用することになりました。契約締結にあたり、両方で土地代金を2月中に支払う条件となっておりましたので、土地所有者の意向があり、今月の申請となりました。

議案番号2について、譲受人の法人は〇〇〇〇〇〇〇〇〇の調整池に太陽光発電施設を設置するため、平成28年1月21日付けで、一時転用の許可を取りました。資材の搬入が遅れ、事業の着工が遅れたことから、当初の期限までに土地所有者に原状回復をして返却することが困難となったため、期間を2ヶ月延長するものです。

議長 事務局の説明が終わりました。本案件について、質疑、意見等を求めます。

質疑、意見等ございませんか。

( 「なし」の声 )

議長 特に質疑、意見等無いようですので、これより採決いたします。  
議案第4号農地法第5条の規定による許可申請について（一時転用）の議案番号1、2について、本案を原案のとおり許可相当とするに賛成の委員の挙手を求めます。

（ 挙手 全員 ）

議長 挙手、全員です。よって本案については、原案のとおり許可相当とすべきものと決しました。

次に、議案第5号農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画についてを上程し、事務局の説明を求めます。

事務局 今月の案件は議案番号1006から1088の83件であります。

まず、全体の説明ですが、総筆数は198筆、総面積は210,486.38㎡で、田は116筆142,722㎡、畑は82筆67,764.38㎡、賃貸借は108筆127,602.82㎡、使用貸借は90筆82,883.56㎡、設定の期間は、3年未満が1筆1,210㎡、3年以上6年未満が138筆140662.38㎡、6年以上が59筆68,614㎡、設定の区分は、再設定の計画が24件50筆66,435㎡、新規の計画が59件、148筆144,051.38㎡です。

次に借受人別の内訳ですが、農地所有適格法人を除いた認定農業者の借り受けは、30件で63,856㎡となっております。

次に農地所有適格法人の借り受けですが、24件で71,796.91㎡となっております。

議案番号1011～1018、1029～1031についてですが、新規の法人による利用権設定となっております。借受人である株式会社○○○○○○○○○○ですが、法人の構成員は熊谷市○○○の認定農業者である、○○○○氏及び父、弟であり、従業員として同世帯員が3名おります。本件は、個人で利用権設定されていたものを合意解約し、法人であらためて利用権設定しているものと、法人ではじめて借り受けたもので、今回の借受は34筆、37,378㎡あります。当法人は、主としては酪農業を営んでおり、飼料用米や牧草、小麦の生産も行います。

全体の説明に戻りまして、認定農業者である農地所有適格法人





議 長 挙手、全員です。よって本案については、承認すべきものと決しました。

以上で、全議案の審査が終了しましたが、最後に、報告事項に入ります。報告事項については、専決処理済みですが、報告事項全体について、質疑がありましたらお願いします。

質疑、意見等ございませんか。

( 「なし」の声 )

議 長 特に、質疑、意見等も無いようですので、報告事項はすべて了承されました。

以上で議案、報告事項すべて終了しましたので、議長の職を解かせていただきます。御協力いただきありがとうございました。

農業委員会事務局職員

局長

澤田 英夫

次長兼農地係長

渋谷 薫

主査

大沢 昌徳

主査

新井 良和

主任

樋口 祥平

農業振興課主任

杉本 正代

大里行政センター主査

田口 清和

江南行政センター主査

上山 奈保美

平成29年2月27日

熊谷市農業委員会

会 長 茂 木 友 秀

---

議 長 森 宏 志

---

署名委員 松 崎 弘 一

---

署名委員 菊 池 修一郎

---